

能発0317第1号

平成23年3月17日

独立行政法人雇用・能力開発機構理事長 殿

厚生労働省職業能力開発局長



東北地方太平洋沖地震への対応について（職業能力開発関係）

今般の東北地方太平洋沖地震による被災者等に対する対応として、下記の事項の実施について、遺漏無きよう御配慮願いたい。

なお、本件写しについては、青森県知事、岩手県知事、宮城県知事、秋田県知事、福島県知事、茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、千葉県知事及び新潟県知事並びに青森労働局長、岩手労働局長、宮城労働局長、秋田労働局長、福島労働局長、茨城労働局長、栃木労働局長、群馬労働局長、千葉労働局長及び新潟労働局長あて通知していることを申し添える。

記

1 仮設住宅用敷地等としての独立行政法人雇用・能力開発機構の公共職業能力開発施設の提供

被災地域及びその周辺地域の公共職業能力開発施設（別添参照）について、地方公共団体等からの要請があった場合には、仮設住宅用敷地等として提供されたいこと。

2 キャリア形成促進助成金の取扱い

東北地方太平洋沖地震の発生前から事業主が開始していた職業訓練等について、被災により訓練等の修了が困難となった場合であっても、当該訓練等に既に要した経費及び賃金は助成の対象とすること。

3 公共職業訓練の取扱い

(1) 施設内の職業訓練の取扱いについて

①職業訓練の継続の判断

東北地方太平洋沖地震に伴い、被災した公共職業能力開発施設内において実施している離職者訓練及び学卒者訓練の継続については、施設の被災状況や訓練予定期間内における職業訓練の修了可能性等を考慮し、職業訓練の実施主体が判断を行うこととする。

その際、若干の補講等によって、職業訓練の修了が見込まれる場合、訓練期間を延長することとしても差し支えないものとするが、このうち離職者訓練については、公共職業安定所が行う受講あっせん期間の変更を行う必要があるため、実施主体において都道府県労働局職業安定部と調整を行うこと。

②職業訓練の「修了」の判断

職業訓練の「修了」の判断については、被災に伴って職業訓練を受講することができない場合、訓練生の受けた訓練時間が予め定めた学科及び実技の訓練時間のそれぞれ80%に相当する時間以上であり、かつ訓練生の保有する技能及び知識が修了に値するものと認められる場合は、補講等を実施せずとも、当該訓練を修了したものとして取り扱って差し支えないものとする。

なお、やむを得ず訓練を中止とした訓練科のうち、平成23年3月末日までに訓練が終了する予定の訓練科の訓練生については、概ね訓練期間を終了していることから、訓練生の受けた訓練時間が平成23年3月11日の地震発生時点において実施済みの学科及び実技の訓練時間のそれぞれ80%に相当する時間以上であれば、上記と同様に取り扱うことができるものとする。

ただし、職業訓練の「修了」とは別に、資格取得のために必要とされる受講時間が定められている訓練科においては、職業訓練を「修了」した場合であっても、資格取得のために必要な受講時間を満たしていない場合には、資格が付与されないこととなるので留意すること。

(2) 離職者訓練のうち委託訓練の取扱いについて

①職業訓練の継続の判断

東北地方太平洋沖地震に伴い被災した民間教育訓練機関等において実施している委託訓練の継続については、民間教育訓練機関等の被災状況や訓練予定期間内における職業訓練の修了可能性等を考慮し、職業訓練の実施主体が判断を行うこととする。

その際、若干の補講等によって、職業訓練の修了が見込まれる場合、訓練期間を延長することとしても差し支えないものとするが、この場合、委託訓練の契約期間の変更が必要となる場合があるとともに、公共職業安定所が行う受講あっせん期間の変更を行う必要があるため、実施主体において都道府県労働局職業安定部と調整を行うこと。

また、委託訓練期間の変更を行った場合でも、訓練総時間が増えるものではないことから、委託額は変更にはならないこと。

②職業訓練の「修了」の判断

職業訓練の「修了」の判断については、上記（1）②と同様に取り扱うこと。

ただし、委託訓練活用型（座学先行コース）の「修了」の判断については、上記（1）②の「学科及び実技の訓練時間のそれぞれ80%」を「総訓練時間の80%」と読み替えることができること。

(別添)

仮設住宅用敷地等として提供する職業能力開発施設の概要

(独立行政法人雇用・能力開発機構)

都道府県	施設名	住所	使用可能施設
青森県	青森センター 青森職業能力開発促進センター 電話 017-777-1234	青森県青森市中央3-20-2	グラウンド、多目的ホール
	東北職業能力開発大学校 附属青森職業能力開発短期大学校 電話 0173-37-3201	青森県五所川原市飯詰狐野171-2	グラウンド、体育館
秋田県	東北職業能力開発大学校 附属秋田職業能力開発短期大学校 電話 0186-42-5700	秋田県大館市扇田道下6-1	屋外実習場
福島県	福島センター 福島職業能力開発促進センター 電話 024-534-3637	福島県福島市三河北町7-14	多目的ホール
	いわき職業能力開発促進センター 電話 0246-26-1231	福島県いわき市内郷綴町舟場1-1	グラウンド、体育館
栃木県	栃木センター 栃木職業能力開発促進センター 電話 028-622-9497	栃木県宇都宮市若草1-4-23	多目的ホール
	関東職業能力開発大学校 電話 0285-31-1711	栃木県小山市横倉三竹612-1	グラウンド、体育館
群馬県	群馬センター 群馬職業能力開発促進センター 電話 027-347-3333	群馬県高崎市山名町918	体育館
千葉県	君津職業能力開発促進センター 電話 0439-52-0219	千葉県君津市坂田428	多目的ホール
	関東職業能力開発大学校 附属千葉職業能力開発短期大学校 電話 043-242-4166	千葉県千葉市中央区問屋町2-25	グラウンド、体育館
	関東職業能力開発大学校 附属千葉職業能力開発短期大学校 成田校 電話 0476-22-4351	千葉県成田市並木町221-20	グラウンド、体育館
新潟県	北陸職業能力開発大学校 附属新潟職業能力開発短期大学校 電話 0254-23-2168	新潟県新発田市新富町1-7-21	グラウンド、体育館

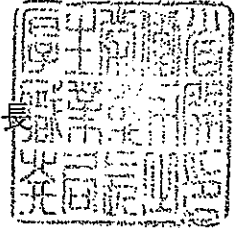
※ 機構本部(横浜市中区桜木町一丁目1番地8)
電話 045-683-1288

能発0317第2号
平成23年3月17日

青森県知事 殿

岩手、宮城、福島、茨城
栃木、千葉県知事にも
同通知を发出

厚生労働省職業能力開発局長



東北地方太平洋沖地震への対応について（職業能力開発関係）

今般の東北地方太平洋沖地震による被災者等に対する対応として、下記1について御了知いただくとともに、下記2及び3の実施等について遺漏無きよう御配慮願いたい。

なお、本件写しについては、秋田県知事、群馬県知事及び新潟県知事並びに青森労働局長、岩手労働局長、宮城労働局長、秋田労働局長、福島労働局長、茨城労働局長、栃木労働局長、群馬労働局長、千葉労働局長及び新潟労働局長あて通知していることを申し添える。

記

1 仮設住宅用敷地等としての独立行政法人雇用・能力開発機構の公共職業能力開発施設の提供

被災地域及びその周辺地域の独立行政法人雇用・能力開発機構の公共職業能力開発施設について、仮設住宅用敷地等として提供するよう、平成23年3月17日付け能発0317第1号「東北地方太平洋沖地震への対応について（職業能力開発関係）」（参考）により、同機構理事長あて通知したので、提供を希望する場合には、同通知の別添に掲げる連絡先まで連絡されたいこと。

2 認定訓練助成事業費補助金の特例措置について

認定訓練助成事業費補助金の特例措置として、平成22年度に実施されている認定職業訓練に係る運営費については、被災により訓練が中止又は中断された場合であっても、当該訓練に既に要した経費は補助の対象とすること。

3. 公共職業訓練の取扱い

(1) 施設内の職業訓練の取扱いについて

①職業訓練の継続の判断

東北地方太平洋沖地震に伴い、被災した公共職業能力開発施設内において実施している離職者訓練及び学卒者訓練の継続については、施設の被災状況や訓練予定期間内における職業訓練の修了可能性等を考慮し、職業訓練の実施主体が判断を行うこととする。

その際、若干の補講等によって、職業訓練の修了が見込まれる場合、訓練期間を延長することとしても差し支えないものとするが、このうち離職者訓練については、公共職業安定所が行う受講あっせん期間の変更を行う必要があるため、実施主体において都道府県労働局職業安定部と調整を行うこと。

②職業訓練の「修了」の判断

職業訓練の「修了」の判断については、被災に伴って職業訓練を受講することができない場合、訓練生の受けた訓練時間が予め定めた学科及び実技の訓練時間のそれぞれ8.0%に相当する時間以上であり、かつ訓練生の保有する技能及び知識が修了に値するものと認められる場合は、補講等を実施せずとも、当該訓練を修了したものとして取り扱って差し支えないものとする。

なお、やむを得ず訓練を中止するとした訓練科のうち、平成23年3月末日までに訓練が終了する予定の訓練科の訓練生については、概ね訓練期間を終了していることから、訓練生の受けた訓練時間が平成23年3月11日の地震発生時点において実施済みの学科及び実技の訓練時間のそれぞれ8.0%に相当する時間以上であれば、上記と同様に取り扱うことができるものとする。

ただし、職業訓練の「修了」とは別に、資格取得のために必要とされる受講時間が定められている訓練科においては、職業訓練を「修了」した場合であっても、資格取得のために必要な受講時間を満たしていない場合には、資格が付与されないこととなるので留意すること。

(2) 離職者訓練のうち委託訓練の取扱いについて

①職業訓練の継続の判断

東北地方太平洋沖地震に伴い被災した民間教育訓練機関等において実施している委託訓練の継続については、民間教育訓練機関等の被災状況や訓練予定期間内における職業訓練の修了可能性等を考慮し、職業訓練の実施主体が判断を行うこととする。

その際、若干の補講等によって、職業訓練の修了が見込まれる場合、訓練期間を延長することとしても差し支えないものとするが、この場合、委託訓

練の契約期間の変更が必要となる場合があるとともに、公共職業安定所が行う受講あっせん期間の変更を行う必要があるため、実施主体において都道府県労働局職業安定部と調整を行うこと。

また、委託訓練期間の変更を行った場合でも、訓練総時間が増えるものではないことから、委託額は変更にはならないこと。

②職業訓練の「修了」の判断

職業訓練の「修了」の判断については、上記(1)②と同様に取り扱うこと。

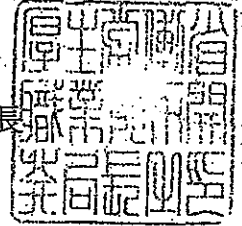
ただし、委託訓練活用型(座学先行コース)の「修了」の判断については、上記(1)②の「学科及び実技の訓練時間のそれぞれ80%」を「総訓練時間の80%」と読み替えることができること。

能発0317第3号
平成23年3月17日

秋田県知事 殿

群馬、新潟県知事にも
同通知を发出

厚生労働省職業能力開発局長



東北地方太平洋沖地震への対応について（公共職業能力開発施設の提供）

今般の東北地方太平洋沖地震による被災者等に対する対応として、被災地域及びその周辺地域の独立行政法人雇用・能力開発機構の公共職業能力開発施設について、仮設住宅用敷地等として提供するよう、平成23年3月17日付け能発0317第1号「東北地方太平洋沖地震への対応について（職業能力開発関係）」（参考1）により同機構理事長あて通知し、また、同機構からの提供を希望する場合の連絡について、平成23年3月17日付け能発0317第2号「東北地方太平洋沖地震への対応について（職業能力開発関係）」（参考2）により青森県知事、岩手県知事、宮城県知事、福島県知事、茨城県知事、栃木県知事及び千葉県知事あて通知したところである。

貴職におかれども、提供を希望する場合には、参考1の別添に掲げる連絡先まで連絡されたい。

なお、本件写しについては、青森労働局長、岩手労働局長、宮城労働局長、秋田労働局長、福島労働局長、茨城労働局長、栃木労働局長、群馬労働局長、千葉労働局長及び新潟労働局長あて通知していることを申し添える。

能発0317第4号
平成23年3月17日

青森労働局長 殿

岩手、宮城、秋田、福島、茨城、栃木、
群馬、千葉、新潟労働局長にも
同通知を发出

厚生労働省職業能力開発局長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震への対応について（職業能力開発関係）

今般の東北地方太平洋沖地震による被災者等に対する対応として、参考1のとおり独立行政法人雇用・能力開発機構理事長あて、参考2のとおり青森県知事、岩手県知事、宮城県知事、福島県知事、茨城県知事、栃木県知事及び千葉県知事あて、参考3のとおり秋田県知事、群馬県知事及び新潟県知事あて、参考4のとおり中央職業能力開発協会あて通知したので、貴職においても御了知願いたい。